

第二十六回国会
衆議院

大蔵委員會議録第二十七号

昭和三十三年四月十二日(金曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事藤枝 泉介君 理事平岡忠次郎君

大平 正芳君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 川島正次郎君

杉浦 武雄君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 夏堀源三郎君

古川 文吉君 坊 秀男君

山本 勝市君 石村 英雄君

春日 一幸君 神田 大作君

久保田鶴松君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵事務官(主 岸本 晋君

計局給与課長)

大蔵事務官 東條 猛猪君

(銀行局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(銀 松本 十郎君

行局保険課長)

大蔵事務官 福田 久男君

(検査部長)

専門員 椎木 文也君

同日

委員山手満男君辞任につき、その補

欠として鈴木周次郎君が議長の指名

で委員に選任された。

委員鈴木周次郎君辞任につき、その

補欠として山手満男君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十一日

委員仲川房次郎君辞任につき、その

補欠として大倉三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

四月十日

国家公務員等退職手当暫定措置法等

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一〇五号)(参議院送付)

同日

農業所得税の適正化等に関する諸願

外十件(栗原俊夫君紹介)(第二六八

二号)

化粧品物品税減免に関する諸願

(小山長相君紹介)(第二六八三三

号)

乳製品用砂糖消費税免税措置存続に

関する諸願外一件(田中武夫君紹介)

(第二二八四号)

前原町の旧鉄道運搬用地払下げに關

する諸願(吉川兼光君紹介)(第二七

二九号)

公益法人の収益事業範囲拡張に關す

る諸願(野原寛君紹介)(第二七三〇

号)

大船渡港開港指定に関する諸願(鈴

木善幸君紹介)(第二七四六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に關する件

国家公務員等退職手当暫定措置法等

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一〇五号)(参議院送付)

国有財産法第十三条第二項の規定に

基き、国会の議決を求めるの件(内

閣提出、議決第一号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第一三八号)(予

金融に關する件

○山本委員長 これより會議を開き

ます。

連合審査會開會の件についてお諮り

をいたしますが、當委員會において審

査中の中小企業、資産再評価の特例に

關する法律案につきまして、商工委員

會より連合審査會を開會いたしたいと

の申し出がありますので、これを受諾し

て開會するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○山本委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさうに決しました。なお

開會の日時は、委員長間の協議によつ

て決定いたしますが、大体来たる十七

日午後一時から開會する予定でありま

すので、御了承いただきたいと思ひ

ます。

○山本委員長 次に、去る九日當委員

會に審査を付託されました、内閣提出

にかかわる国有財産法第十三条第二項

の規定に基き、国会の議決を求めるの

件、及び同日予備付託となりました日

本輸出入銀行法の一部を改正する法律

案の兩案件を一括議題として審査に入

ります。まず政府側より提案理由の説

明を聴取いたします。足立政務次官。

国有財産法第十三条第二項の規定

に基き、国会の議決を求めるの件

を求め

を求め

(皇居)

一、所在地 東京都千代田区一番

二、口座名 皇居

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

び価格

三、取得財産の区分、種目、数量及

と認められるもの（以下「設備等」という。）の本邦からの輸出を促進するため、本邦法人若しくは本邦人に対して当該輸出に必要な資金を貸し付け、又は銀行（銀行法第二条の規定による免許を受けた銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）に規定する長期信用銀行及び外国為替銀行法（昭和十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行をいう。第三十九条第一項を除き、以下同じ。）に対してこれらの者のためにする当該資金に係る手形の割引をすること。

二 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術（以下この条、第十八条の二第三項及び第二十条第二項において「技術」という。）の本邦法人又は本邦人からの提供を促進するため、当該本邦法人若しくは本邦人に対して当該技術の提供に必要な資金を貸し付け、又は銀行に対してこれらの者のためにする当該資金に係る手形の割引をすること。

三 本邦からの設備等の輸入又は技術の受入を促進するため、外国の政府、政府機関若しくは地方公共団体（以下「外国政府等」という。）又は外国法人に対して当該輸入又は受入に必要な資金を貸し付けること。

四 国民経済の健全な発展のために必要な原料、材料その他の物資（以下「重要物資」という。）の外

国からの輸入が確実かつ適時に行われることを促進するため、本邦法人若しくは本邦人に対して当該輸入に係る前払に必要な資金を貸し付け、又は銀行に対してこれらの者のためにする当該資金に係る手形の割引をすること。

五 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、本邦法人又は本邦人に対して海外投資に充てられるべき資金で次に掲げるものを貸し付けること。

イ 外国法人に出資し、若しくはその株式を取得し、又は外国法人に設備等を貸し付けるために必要な資金

ロ 当該本邦法人又は本邦人の出資（株式の所有を含む。）に係る外国法人に出資しようとする外国政府等又は他の外国法人若しくは外国人に対してこれに要する資金をこれらの者に対して貸し付けるために必要な資金

ハ 当該本邦法人又は本邦人が出資その他の方法により経営を実質的に支配している外国法人に対して貸し付けるために必要な資金で、当該外国法人によりその本邦外において行う事業につき設備の新設若しくは拡充のための資金又は当該設備の新設若しくは拡充に伴い必要とされる長期の資金（以下「設備資金等」という。）に充てられるもの

ニ もっぱら海外投資を目的と

する本邦法人に出資するために必要な資金で、その本邦法人によりイからハまでに掲げる資金に充てられるもの

六 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、外国政府等に対して本邦法人又は本邦人の出資（株式の所得を含む。）に係る外国法人に出資するために必要な資金を貸し付けること。

七 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、本邦法人（本邦法人又は本邦人が株式又は持分の全部を所有している外国法人を含む。）又は本邦人に対してその本邦外において行う事業に必要な設備資金等を貸し付けること。

八 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、外国政府等に対してその本邦外において行う事業に必要な設備資金等を貸し付け、若しくは当該外国政府等に当該設備資金等を貸し付ける本邦法人若しくは本邦人に対してこれに必要な資金を貸し付け、又は当該設備資金等を調達するために当該外国政府等が発行する公債を応募その他の方法により取得すること。

九 第一号、第二号、第四号、第五号、第七号又は前号の規定により資金の貸付を受けることができる本邦法人（第七

号の場合にあつては、同号に規定する外国法人を含む。）又は本邦人に対して当該資金に係る債務を保証すること。

十 第五号の規定により資金の貸付を受けることができる本邦法人又は本邦人が同号の規定により当該本邦法人又は本邦人から資金の貸付を受けることができる外国法人又は外国人の当該資金に係る債務を保証した場合において、当該本邦法人又は本邦人に対してその保証債務を保証すること。

十一 前各号の業務に附帯する業務

第十八条の二 日本輸出入銀行は、次の各号に該当するときに限り、資金の貸付、手形の割引、公債の取得又は債務の保証を行うことができる。

一 銀行が通常の条件により資金の供給を行うことが困難な場合

二 当該貸付に係る資金の償還、当該割引に係る手形の支払、当該取得に係る公債の償還又は当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合

2 前条第一号、第二号又は第四号の規定による資金の貸付は、銀行が日本輸出入銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限り、行うことができる。ただし、銀行が日本輸出入銀行とともに資金の貸付をすることが著しく困難であり、かつ、日本輸出入銀行による資金

の貸付が当該各号に規定する貸付の目的を達成するため特に緊要であると認められる場合には、この限りでない。

3 前条第四号の規定による前払に係る資金の貸付若しくは手形の割引又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第九号の規定による債務の保証は、当該前払に係る資金（前払が設備等又は技術をもつて行われる場合には、当該設備等又は技術）が、その前払を受ける者によつて、当該前払に係る輸入契約に基づく重要物資の本邦への輸出を行うために必要な資源の開発その他事業の拡充に充てられる場合又は当該前払をしなれば当該輸入契約に基づく重要物資の本邦への輸出が著しく困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

4 前条第八号の規定による資金の貸付若しくは公債の取得又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第九号の規定による債務の保証は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 外国政府等の行う事業が重要物資の資源を開発する事業であつて、その開発に係る重要物資の全部又は大部分が本邦に輸入されることが確実である場合

二 外国政府等がその行う事業に要する設備（船舶及び車両を含む。）の部分品及び付属品並びに技術の全部又は大部分を本邦から輸入し、又は受け入れる場合

（借入金限度額等）

第十八条の三 第三十九条第一項の規定による借入金金の額は、第四条に規定する資本金及び第三十八条第一項に規定する準備金の額の合計額の二倍に相当する額をこえることとなつてはならない。

2 第十八条第一号から第八号までの規定による資金の貸付、手形の割引及び公債の取得に係る債権の現在額並びに同条第九号の規定による保証に係る債務及び第十号の規定により保証した保証債務に係る債務の現在額の合計額は、第四十条に規定する資本金及び第三十八条第一項に規定する準備金の額並びに前項の規定による借入金金の限度額の合計額をこえることとなつてはならない。

第十九条第一項中「第七号」を「第十号」に、「当該利率、歩合及び料率により収入する貸付金利息、手形割引料」を「日本輸出入銀行の収入する貸付金利息、手形割引料、公債の利子」に改める。

第二十条の見出しを「貸付金の償還期限等」に改め、同条第一項中「第一号、第二号若しくは第四号」を「第一号から第四号まで」に、「第七号」を「第九号」に、「第二号」を「第一号、第二号」に改める。

第二十条第二項中「これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む」又は「技術の提供若しくは受入又は外国からの重要物資」に、「本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換を促進するた

め」を「第十八条第一号から第四号までに規定する資金の貸付又は手形の割引の目的を達成するために、六月以内若しくは五年をこえ十年以内である場合」を「六月以内である場合若しくは当該償還期限若しくは履行期限が五年をこえる場合」に改める。

第二十条第三項中「第二号」を「第一号、第二号」に改める。

第二十条第四項中「第五号若しくは第六号の規定による資金の貸付」を「第五号から第八号までの規定による資金の貸付、公債の取得」に、「第七号」を「第九号若しくは第十号」に改め、同項中「貸付金」の下に「若しくは公債」を、「保証に係る債務」の下に「同条第十号の規定による保証にあつては、その保証した保証債務に係る債務。以下次項において同じ」を加える。

第二十条第五項中「資金の貸付」の下に「公債の取得」を、「当該貸付」の下に「取得」を加え、同項中「外国における」を「本邦外における」に改め、同項中「貸付金」の下に「若しくは公債」を加え、同項中「十年をこえ十五年以内である場合」を「十年をこえる場合」に改める。

第二十二条中「物資等」を「公債の取得の方法、重要物資」に改める。

第二十四条中「輸出入金融」を「輸出入及び海外投資に関する金融」に改める。

第二十六條第二項中「手形割引料」の下に「公債の利子」を加える。

第四十六條第五号を次のように改める。

同条第二項の規定に違反して資金の貸付、手形の割引、公債の取得若しくは債務の保証をしたとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 設備等輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「輸出入市場の開拓若しくは確保又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換」を「輸出入市場の開拓又は確保」に、「これに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供」を「本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術の本邦法人又は本邦人からの提供」に改める。

第三条第三項及び第九条中「十年」を「十年以上において政令で定める期間」に改める。

3 日本海外移住振興株式会社法（昭和三十年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号ただし書及び第三号ただし書を削る。

○足立政府委員 ただいま議題となりました国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず第一は、皇居仮宮殿の改築工事であります。諸外国の大公使等の謁見、接伴等に利用しております仮宮殿は、宮内庁庁舎の三階を改築したもので、宮内庁としては不完全な点がありま

すので、その一部に修繕、模様替え等を行なつて整備しようとするものであります。

第二は、仮宮殿前広場の舗装工事であります。仮宮殿前寄前の広場の路面は、現在砂利敷となつておりますが、この地域を舗装しようとするものであります。

第三は、皇居平川橋の改修工事であります。平川橋は、大正十五年改修以來三十年を経過し、木部の腐朽損傷はなほ大きく、危険でありますとともに、文化的見地からも復元する必要があるもので、これを改修しようとするものであります。

最後は、京都御所内の小御所の復元工事であります。小御所は、昭和十九年八月十六日不慮の火災により焼失したものであります。御承知の通り、この建物は、由緒あるものでありますので、その復元のため、昭和十九年度よりその計画を進めて参つた次第であります。いよいよ昭和三十三年度より工事着工しようとするものであります。

以上御説明申し上げました四件は、いずれもこれを皇室用財産として取得する必要があるわけであります。そのためには、国有財産法第十三条第二項の規定により国会の議決を経る必要がありますので、ここに本案を提案した次第であります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月に設立されて以来、わが国の外国貿易の振興に大きな役割を果して

参つたのであります。その間経済情勢の推移に応じた業務運営のために、数回にわたる業務範囲の拡張等が行われて今日に至つた次第であります。

さて最近の内外の情勢にかんがみましますと、わが国の海外投資をさらに推進する必要があると認められるのであります。このためには、日本輸出入銀行の機能をさらに拡充し、その効果的な運営をはかることが適当であると考

えられるのであります。ここに提出いたしました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、このような趣旨に基きまして、日本輸出入銀行の業務の範囲を海外投資金融を中心として大幅に拡張いたしますとともに、これに伴う同行の業務の運営を円滑かつ効率的ならしめるため所要の改正を加えることとしたのであります。

次に、今回の改正の要点を申し上げます。まず第一に技術の提供のために必要な資金を融資の対象に加えたことであります。現行法におきましては、海外への技術の提供に対する金融につきましても、わが国から設備等の輸出が行われる場合に、これに伴つてなされる技術提供のみを融資対象となしておつたのであります。しかしながら設備等の輸出と直接関連のない単独の技術提供でも、支払いが長期延べ払いとなるために金融の必要があるものも相当生じている実情であります。技術の提供が海外輸出入市場の開拓確保または外国との経済交流の促進に寄与すると認められる限り、設備等輸出に直接関連のないものでもこれを融資の対象に加えることとしたのであります。

第二に、海外投資金融及び海外事業

金融に関する業務の範囲の拡張であります。現行法では、原則として設備等の輸出が直接伴うような海外投資及び海外事業のみを融資の対象としていたものであります。設備等の輸出が直接に伴わない場合であっても、海外輸入市場の開拓確保または外国との経済交流の促進に寄与すると認められるものは、広く貸付の対象に含めることが適当と考えられますので、この点法律に規定する融資目的を拡張することとしたのであります。これとともに融資の対象となる海外投資の形態、海外事業の範囲、資金の使途等についてもこれを大幅に拡張することとしたしました。わが国の外国貿易その他対外取引の規模を拡大し、経済の発展をはかるためには、海外投資あるいは海外事業を通じて外国との経済交流を促進することが、きわめて有効適切な方法であることは申すまでもないところであります。日本輸出入銀行の海外投資金融及び海外事業金融に関する業務の範囲の拡張に関する要望はかねてより高まっていたところでありまして、今回の改正によって海外投資及び海外事業の促進に著しく寄与するものと確信している次第であります。

第三は、外国政府等に対する開発資金を融資の対象に加えたことであります。わが国の輸出入市場の開拓確保または外国との経済交流の促進のためには、これらの目的に寄与するような外国政府等の開発事業に対して必要な開発資金を融資することによって外国との経済協力の効果をあげることもきわめて重要であると考えられます。現行法では、わが国からの設備等の輸入資金以外にはこのような開発資金を広く融資

することは認められておりませんので、今回の改正では、このような外国政府等の行う開発事業に必要な資金を日本輸出入銀行の融資の対象に加えることとしたしました。なおこれらの資金を外国政府等が公債発行の形式で調達することも考えられますので、日本輸出入銀行はこれを取扱することにより資金を供給することもできることといたしました。

第四は、償還期限についての制限を緩和したことでありまして、最近の輸出入金融及び海外投資金融は相当長期にわたる必要のあるものも生じている実情であります。現行法では特別の事由がある場合でも輸出入金金融は十年、海外投資金融等は十五年が限度となっており、このような実情に対処するに十分ではありません。今回の改正案では、原則は現行通り輸出入金融五年、その他十年であります。特別な事由のある場合については法律上の制限を設けないこととし、実情に応じて弾力的な運用を行い得ることとしたしました。

第五は、借入金及び債務保証の限度を改めたことでありまして、最近における日本輸出入銀行の業務の実績及び今回の改正による業務範囲の拡張により予想される業務量の増大を考慮いたしますと、現行法における借入金と債務保証の合計額は自己資本額以内とするという制限は、これを緩和する必要がありますと考えられます。改正案におきましては、借入金の限度を自己資本の二倍とし、貸付と債務保証の合計額は、自己資本と借入金の限度額の合計額をこえないこととしたしてあるのであります。

第六に、以上の業務範囲の拡充に伴い、日本輸出入銀行の目的その他につき所要の改正を加えたほか、理事の定員を二名増員することとしたしました。以上が今回の改正の要点であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 以上をもちまして提案理由の説明は終りました。而案件に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○山本委員長 次に、金融に関する件について、春日委員より発言を求められておりますので、これを許します。春日一幸君。

○春日委員 本日は損害保険行政を中心として、当面してあります重要な諸問題について質問をいたします。

まず第一にお伺いをいたしたいことは、わが国における火災保険の普及率、それは今日の程度のものになっておるか。同時にまた米、英、フランス、イタリア、西ドイツ、こういう経済状態がわが国と相当近似しております諸外国における普及率は、どういふことになっておるか、まず最初にこの点からお伺いをいたしたい。

〔山本委員長退席、平岡委員長代理解席〕

○東條政府委員 最近のわが国における火災保険の普及率でございますが、三十年の実績で申し上げますと、全国で三二・九％ということに相なっております。これは損害保険の契約件数を全国の世帯数をもつて割り算したもののパーセンテージで表わしておりますのであります。全国では三二・九％に相なっております。全国的にはさうなことに相なっておりますが、これを東京都だけについて申し上げますと、八六・三％というような数値を示しております。

次に仰せになりました諸外国との比較の問題でございますが、はなはだ恐縮でございますが、今手元に米、英、西独、西独という各国におきまして損害保険の普及率の具体的な数字を持ち合せておりません。大へん恐縮でございますが、遠慮して申し上げます。

すると、日本におきまして普及率は、まだこれらの諸国に比べて及ばないというのが実情であります。

○春日委員 私どもの調査したところによりますと、私自身もまた欧米諸外国における普及率の的確なる資料を今日持ってはおりませんけれども、その記憶によりますと、少くともこれらの諸外国においては、一〇〇％をこえておるものが相当ある、フランス、イタリア等の国々におきまして、一たん事故が発生いたしました場合、自力更生のための保険措置というものが相当の普及がなされておると記憶いたしておりますのであります。なお本日あなたの方からちやうだいをいたしました戦前との比較によりまして、昭和九一十一年度におきましては、当時すでに四一・四％の普及率を見ておったのであります。今日わが国の経済が相当発展をいたしましたので、こういうような危険に備えるための保険措置というものは当然戦前に比べて相当飛躍的に増大をしておらなければならぬ。なお諸外国の実例等に徴しても、その比率に比べてわが国の普及率ははなはだ低い、これは一原因は何であるとお考えになっておるか。こういうような低い普及率でもってわが国の保険行政は完全なものであると考えられておるか、この点についてお伺いをいたします。すなわち、普及し得ざるの理由、障害は何であるか、政府が検討されたところがあるならば、それについて一つ虚心たんかいにお答えを願いたいと思ひます。

○東條政府委員 ただいま仰せのございましたごとく、まだ昭和九一十一年の平均に比べても現在の普及率が

及んでおられない、また諸外国に比べましても遜色があるということは、決して満足すべき状態ではありませんで、この改善につきましては、業界はもとより、私どももいたしまして努力を重ねて参らなければならぬことであると存じます。原因についてのお話でございますが、一つには、わが経済が正常化したとはいえないもの、日本の戦後の経済の正常化ということが完全に行われたとはまだ申しがたいのではなからうかという一般的事、それから第二には、いわゆる保険思想の普及と申しますか、そういう点においてまだ欠ける点がある、この保険思想の普及という点につきましては、もとより今後努力をいたして参らなければならぬと存じます。それから第三には、この損害保険の料率の問題があると思ひます。料率につきましては、御承知の通りいろいろ実績等を調べまして、でき得る限り引き下げの方向で逐次引き下げを実施いたして参っておりますが、私どもも、今後ともでき得る限り合理的な計算基礎に基づきまして、引き下げの方向に持つて参らなければならぬと思ひます。この料率において、なお戦前と比較いたしますると割高の傾向にあるという料率の問題が第三点であろうと思ひます。その他保険の加入の手続を簡素化するというような事務手続の面におきまして、事業の運営の面におきまして、なお合理化、改善の余地があるというように考えております。いろいろウエイトは違ふと思ひますが、以上申し上げました四つばかりの点が原因ではなからうか、かように存じております。

○春日委員 たいだいまの銀行局長の御答弁によりますと、わが国における普及率はなほ低いことの理由をあげて、第一には、経済が正常化していない、第二には、保険思想が普及していない、第三には、第三に至つて、保険料率が高きに失ふこと、第四に至りまして、事業経営が適切でないといううなことがあげられておりますが、私はそういうような解剖分析をしておられることは、実情に沿わないと思ひます。たとえばわが国が戦後十三か年を経過いたしました、巷間すでに戦後ではないといふいわれておりますし、鉄工業の生産指数、その他いろいろな経済の回復を示すところの統計資料等では、もう戦前に比べて相当の域にまで回復が行われたことを示しております。さらにまた保険思想の普及の点についてであります、少くとも昭和九十一一年度においてすでに四二%の普及率を示しておつたのに、それからかれこれ二十か年を経過いたしました、これらの事業が永続的に行われており、その思想の普及というものの、PR活動というものは、それぞれこの二十か年間にその上に累積されておるものと見なければならぬ。それなのに、戦前の基準年度における普及率を下回つておるということは、これは保険思想の普及してない結果であるというふうにだけ断ずることはできない。二十年前よりも下回つておるということは、この二十か年間、それぞれの損保活動が何ら宣伝をしていないはずはない、だから今あげられた第一、第二、第三の順位が、単に説明的な便宜的な言葉のあやで第一、第二、第三の順位を示したのであればいたし方がないとしても、第一の原因が、経済の回復等に関する問題だとか、第二に、保険思想の普及に関する問題だとか、ようやく第三、第四に至つて、保険経営の本体に関する問題に欠陥があるとかいうようなことでは、私は監督の責任者として問題を正確に把握してないと思ふ。あなたのおっしゃつたのは、果して正しい順位を示すものであるか、ただ説明の便宜としてそういうふうな表現を用いられたものであるか、この点、私は重大な内容を含んでおると思ひますので、あらためて御答弁をお願いしたい。

○東條政府委員 先ほどお答え申し上げましたのは、ちよつと言葉が足りなかつたかと思ひますが、ウエイトを示すものではないと申し上げましたのは、必ずしも重大性の順位を示すものではないといふつもりで申し上げたわけでございます。私といたしましては、春日委員の仰せと同じように、やはり保険料率というものが、現実の問題としては相当重要度を占めておる、しかし戦前に比べて及ばないという点、まだ百パーセント経済の正常化がいつていないという点にも原因があるのではなからうかというところで、いろいろの原因を申し上げたのであります。料率の問題、あるいは事業経営の実態の方の問題ということがおもなる原因でありますことは、御同感でございます。

○春日委員 今日火災保険というこの公益性の高い事業が、各種の法律によつて保護されて経営しているにもかかわらず、現実にかくのごとくに普及し得ないという理由の中において、その事業経営の方法がわが国経済の実情に合わないものがあるとか、あるいは保険料率が高きに失するとかというふうな理由を指摘されておるとするならば、監督官庁として、これらの事柄について当然これを適切に是正するための措置を講ずる責任があると思ふが、こういう問題に対して、今までどういう処置をとつたか、その経過についてこの際明らかにしていただきたい。

○東條政府委員 第一の問題は、火災保険の料率の引下げの問題に相なつて参るわけでございますが、これにつきましては、業界においても経営の合理化に努めまして、料率の引き下げに絶えず努力をいたしておると思ひます。また私どももいたしまして、監督官庁として、その経営の合理化を行い、その料率の引き下げをでき得る限り行うようにという指導をいたして参つておるわけでございます。昭和二十四年、五年、六年、七年、また昭和二十八年、九年、三十年、三十二年というふうな、こまかい内容を申し上げれば相当多ありますが、累次この料率の引き下げに努力いたして参つておるわけでありまして、ごく最近におきまして、この三十二年の三月の中旬、火災保険料率の平均約一割の引き下げの実施が行われましたような次第でございます。なおこの料率の問題につきましては、今後ともいろいろの角度から検討いたしまして、適当な機会が得られれば、引き続き引き下げに業界といたしまして、私どもも、そういう方向で指導監督に當つて参りたいと思ひます。

次に、手続の何と申しますか、合理化というふうなことであります。右に申し上げましたような経営の合理化とともに、保険の加入者が比較的ラフなと申しますか、簡素化せられた手続でもって火災保険契約が結ばれるという道はなからうかということも、かねて研究をいたしておるわけでございますが、これは目下の研究問題でございます。比較的小口の火災保険につきましては、何とか現在の加入の手続を簡素化したような仕組みがでないかということの研究をいたして参りまして、これも、できますればなるべく早く実施に移りたいと考えております。

なお引き下げのところで申し上げましたので、これまた順序を失するわけでございますが、もちろん基本になりますことは、保険会社の経営が、いろいろの面におきまして十分合理化せられなければならぬということは当然のことでありまして、すべての問題の基礎をなしますものは、火災保険会社の経営が堅実な、しかも合理化せられた経営でなければならぬ、この点につきまして、業界におきましても、努力いたしておる次第であります。私どももいたしまして、随時そういう方向で、合理化、健全化という点につきましては、でき得る限りの努力をいたしておるような次第でございます。

○春日委員 保険事業が堅実に行われるべき問題、保険料率の引き下げられなければならないような問題については、これから質問を進めて参りまして、後ほどこれらを重点に置いてお伺いすることがあると思ひますので、その程度にとどめまして質問を先へ進めます。

次は、代理店問題についてお伺いをいたしたいのであります。損害保険事

業の運営を堅実ならしめるためには、何といつても、この保険募集の第一線

で活動いたします代理店の事業活動が重要な要素に相なると思ふのであります。そこで損保会社の代理店の種類、それからその数、一体これは今のくらしいものであるか、そして政府は、保険募集の取締りに関する法律等によつてこれら代理店の事業活動をも監督検査を行う任にあるものと思ふが、一体政府は、この責任者として今まで現実にどういふ方式によつてその責任を果して参つたのであるか。言うならば、今までの程度検査をしてきたか、検査官の数、検査の規模と方式及びその検査結果、こういうものをこの際一つお述べ願ひたいと思ひます。

○東條政府委員 御承知の通りに、損害保険会社の代理店は三つに分れておりまして、特、甲、乙、こういふふうに分れておるわけでございます。特と申しますのは、専門の代理店でございまして、業務の能力から見まして、また取扱ひ量が多いという点から考えましても、第一級のものの、しかも専門の代理店を特代理店ということで整理をいたしておるわけでございます。それから一番下の乙であります、これは、単に損害保険契約を紹介するといふ程度にとどまらざるもの、代理店でありまして、これを乙と呼んでおります。それで甲は、このいわば特と乙との中間に位置するものでございまして、その業務の取扱ひ、処理能力、あるいは取扱ひ量におきましては、特に比べますと劣つてはおりますが、実際は、紹介というよりは実際の業務を取り扱つておるというのが甲代理店でございまして、全体の特、甲、乙を通じま

しての代理店の数であります、約十

万に上つております。それから次に検査の問題であります、これが、この代理店に對しましては、主として全国の財務局が検査に當つておりました、検査の具体的内容はあとで申し上げますが、保険代理店の検査には相当努力を重ねまして、代理店を調査いたしました結果適當でない事項、あるいは違反事項等がわかりましたならば、その結果を出先の代理店に通告をいたしまして、是正を求めるとはもとよりのこと、私どもの本省の方から本店の方にも、代理店においてこういう事実があるということを通知をいたしまして、これに對する是正措置を求め、事後の報告をとる、かようなことをいたしておるわけでございます。

○松本説明員 代理店の検査についてお答え申し上げます。手元に資料がございませんで恐縮でございますが、全国の財務局に保険係員が三十一名ございまして、損害保険、生命保険の両方の検査監督に當つておるわけでございますが、損害保険に中心に當時検査をいたしておりました、実績といたしましては、人員が少い関係もございまして、三年ないし五年に一回代理店を回るといふ程度の検査をやつておるといふ実情でございます。

○奥村委員 関連して、代理店の検査の権限は、法律のどういふ条項に基いておるのですか。

○東條政府委員 保険募集の取締りに関する法に根拠規定がございまして、それに基いて検査をしております。

○春日委員 私どもの申し上げたいこ

とは、昨年の暮れ以来、火災保険事業

というものが乱脈を露呈いたしましたものから、各種の法律の保護によつて、特別の規定によつて行つておるこの公益性の高い事業が、当局によつてその法律通り執行されるべく検査監督がされておるかどうか、このことは私は重大なことだと思ふ。私が今申し上げたいことは、三十年の三月末では、その代理店の総数が、各等級を含めて十二万何がし、三十一年は十三万六千四百八と数えられておるのであります。こういう膨大な代理店活動が保険募集の取締りに関する法律に準拠して公正かつ厳格に行われておるかどうかを監督するのに、全国を通じて三十一名、これで果してあなた方は責任を果し得るとお考えになるか。確信をもつてこの國民が法律によつてあなた方に信託しておるその職責を——この三十一名でもつて、十三万というものを対象にして、法律に違反をしないで事業が行われておるかどうか。これは責任を持つて監督できまつかどうか、過去の経験にかんがみ、かつはその実情に徴して一つありのまゝを御答弁を願ひたい。やれな

る。やれないなら法律の改正なり人員の拡充なり、国はその必要な措置を講じなければならぬ。ただこういう形になつておるからというところで、三年に

一ぺんぶらつと行つてお茶とコーヒーを飲んで帰つてくるくらいのことでは、大へなことになると思ふ。だからこそ、大へんなテール・ファイア

事件が起る。だから私はお伺ひいたしたいんだが、現在こういう膨大な代理

店は、この保険募集の取締りに関する法

律という特別立法であるが、これであ

なた方は敢然にその責任を負わされておる。だからやれるのかやれないのか、その確信のあるところを一つお伺ひをいたしたい。

○東條政府委員 これは、代理店とい

うものに対する保険会社の本社なり、あ

るいは支社というものの、いわゆる内

部監査なり内部統制というものがどの

程度行われて、また有効に行われてお

るかということが、今春日委員の仰せ

の中の一つの点であらうと思ひます。

それから第二には、その十萬をこえる

代理店の業務の運営の大部分がいわば

適正に行われておる、そうしてごく少

数の例外的に違法の事件が行われてお

るというのが実態であるか、あるいは相

當数の代理店に違反が行われておる

しては、監督指導の実を上げることが

とうてい困難であると私は思ふわけであります。ただいままでのところからは、今申し上げましたような基本的な前提と申しますか、考え方に基きまして検査に當つて参つたというのが実情でございます。

○春日委員 これは、はなはだ異様な

御答弁をなさるわけであります。と申

しますのは、たとえば殺人をするこ

か、火つけ強盗をするとかいふような

ことは、これはきわめて少数異例のこ

とに属すると思ふが、この保険募集の

取締りに関する法律の十六條第四項で

は、特に保険契約に對して特別の利益

の提供を約したり、保険料の割戻しや

割引をしただけでも、このことが公益

をはなはだ害する、こういう意味で、

一年以下の懲役または一萬圓以下の罰

金に処するといふような嚴厲な刑罰規

別の法律を設けて、それを刑罰に処する
ための厳密な規制が行われておる
のです。だから、あなたのおっしゃる
ところによると、そんなことはだれも
やらないんだ、だれもやらないんだか
ら、三十人が特別の異例のもので監
督できぬということが真相でございま
すか。たとえば今回のテール・ファ
イア事件なんかも、あなたの方の摘発
検査によって明らかになったものでは
ない。すなわち社内からの告発によっ
てこれが露呈したものであるというこ
ろに特別の意義がある。だから私は
申し上げたいんだが、この三十一名の
担当検査官をもって、十二万を対象に
して何人も容易にしたいと思うよう
な傾向にあるその規制事項を監督す
ることができようかというのを、
客観的に、かつ公正に述べてもらいた
い。われわれは立法の府にあるんだか
ら、そういうようなできないことを法
律できめておめだし、やらなければ
ならぬとするならば、人員を増加する
ための予算措置、法的措置も講じ得ら
れないことはない。だから、ほんとう
のことを言ってもらわなければだめ
だ。われわれは、何もここで言あげし
て問題をどうしようというのでは
ない。こういう公益性高き事業が、現
実に公正に運営されるためにはいかに
あるべきか、この立場において論じて
おるのでありますから、そういう立
場から一つ御答弁を願わなければなら
ぬのであります。

その点について御答弁を願います
が、あわせてお伺いをいたしますが、過
去において検査されたわけですが、たと
えば年に一回でも三年に一回でも、ひ
やかし半分か名目にとどまるか、とに

かく検査をされたのだから、いずれに
しても、三十一名の諸君がろくをば
らんで検査をされたからには、何かの成
果が上っているであろうと思う。私が
最も関心の深いことは、こういうよう
な何人もないという傾向にある事
柄を規制されているのだから、検査を
すれば相当の違反が出てきておってし
かるべきだと思ふ。検査の結果、こう
いうような法律に違反をしたような事
柄がそれによって摘発されたことがあ
るかどうか、ないならばないと、また
あるならば、その件数とその内容につ
いてこの際御答弁を伺います。

○東條政府委員 第一の点でございま
すが、それは先ほども申し上げました
ように、会社内部でも、十分に法律を
守らなければならぬという考え方の
もとに、内部的な監督指導ということ
も行われておりますし、また、これ
またあまり大ぜいの人数ではありませ
んが、やはり業界の内部でも、自発的
な監督制度というものも行われている
わけでありまして、さようなことであり
まして、大部分の代理店において、今
春日委員の仰せのような法律違反の事
実が、経済的な自然的な傾向としてた
くさんあるもので、それを大蔵省なりあ
るいは大蔵省の出先機関ですべて調査
しなければならぬということであると
いたしますならば、これはもう三十
一、二名の人数では、手が回らないこ
とは当然であります。私も同様に
しましては、いやくも法律となつて
おります以上、業界あるいは会社とし
ては、あるいは代理店としては、この
法律に従ってやらなければならぬ
し、また多くの場合にはこの法律が守
られているという、そういう考え方の

もとにたいだいままで監督指導の任に
当って参っているわけでありまして。現
実の問題としては、先ほど保険課長か
らも申し上げましたように、三十二名
の数では、二年、はなはだしい場合に
は三年に一回しか検査ができないとい
うことは、はなはだ手不足とは思いま
すが、いろいろの観点から、ただいま
まではそういうことをやっていたとい
うのが実情でございまして。あと、検
査の件数につきましては……

○春日委員 そこで、ちよつとあなた
に聞く必要があるのだが、大体あなた
は、たとえば検査官が、そういうよう
な保険契約に対して特別の利益を提
供するようないふ行為だとか、あるいは保
料の割引、割り戻しとか、そういうよ
うなことをやっているかどうかとい
うことを検査しなければならぬとすれ
ば、やれない、こういうことを言ってい
るが、一体検査官の検査内容というも
のは、何が対象になるのですか。この
法律によりまして、締結または募集に
関する禁止行為の中の、少くともこれ
は眼目ともなるべき事項であると思
うのです。こういうことはならないこ
とをやっているかどうかを調査するこ
となくして、一体何を対象に検査する
のですか。検査をするからには、こ
ういふような違反事項を募集する場合
においてやってはならない、禁止行為
をやっているかやっていないか調べて
い、こういうことをあなたは命令しな
いのですか、職務権限の中にそういう
ことは含まれていないのですか、伺
います。

○東條政府委員 いや、もう当然そう
いうことを検査していくわけございま
す。私の申し上げた趣旨は、検
査官がそういう十三万の代理店すべて
についてそういうことを漏れなくやら
なければいけないということであるな
らば、三十一、二名の人数ではとうて
い足りないが、自己の会社内部の自己
監督ということもあるし、業界でも監
査制というものを持っているもので、そ
ういふ内部的な監督ということにも、
私も参つておられます。こういう趣旨を申し
上げたのであります。

○春日委員 これは重大な内容を含む
ので、虚心たんに御答弁を願わな
ければならぬのです。私は、何も政府
の怠慢を追及しようとか何とかとい
うのではない。保険行政を、今回の事件
を契機として公正かつ堅実なものにし
て、足らざるところがあれば、これを
補充の措置を行い、法律が実情に沿
わなければ法律の改正を行わなければ
ならぬという、こういう立場から論じて
おるのです。私があなたにお伺い
したいことは、保険検査官というも
のは、少くともこの保険募集の取締に
関する法律に基いてその事業をやつて
おるかどうかを調査されなければなら
ぬ。そこで違反があるならば、それを
告発すれば罰金、懲役になる。ところ
がそれを告発せざる場合といへども、
あなたの方はあなたの方自体として、
行政管理者としての行政処分がなし得
ることになっている。その行政処分を
通じて、その事業が法律に違反しない
で運営できるように、そういう検査、
監督を通じてその責任を果していかな
ければならぬのじゃありませんか。言
うなれば代理店の取り消しとか、登録
の取り消しができるとか、いろいろな
行政措置が講じ得る道が開いてある。

従いまして、あなたの方はこの検査官
が三十一名でもって十三万を対象とし
ておる以上、三年に一ぺんや四年に一
ぺん、五年に一ぺん行つたつて効果が
上らないのではないかと私は案ずるの
だし、なほ昨年来、新聞でも社会の大
きな問題となつてテール・ファ
イアの諸事件、それから発生してきて
おるところのいろいろな法律違反不正
事件、こういうものから関連して推測
すれば、私はこの監督方式、検査機構
の中に重大なる行政的、法的欠陥があ
ると思われるのだが、この点いかに考
えられておるか、それをお聞きした
い。足りなければ足りないとか、これ
は相当ふやさなければいかぬとか、い
ろいろな御答弁があつてはしかるべきだ
と思ふ。それから今あなたは、会社内
部において、みずからの代理店に対し
て自主的な監督が行われておるから、
そういう方向によって問題の解決がは
かられておる面もあると言われている
けれども、これは、少くとも実情では
そういうことはなし得ないのではない
かと私は今非常に憂える。というの
は、現在会社が自分らの代理店をより
多く作ろうとか、それから代理店活動
によってみずからの契約をふやそうと
して、やはりうちの代理店にどうぞ
なつて下さいといつて頼み込んで代理
店になつたものの方が、私を代理店に
して下さいといつて代理店になつたも
のの数よりも私は多いと思ふ。従つ
て、会社の方が頼み込んで代理店に
なつていただいたその相手に対して、
これはけしからぬ、あれはどうだとい
うようなことは言えないのじゃない
か。言うなれば、代理店に対して会社
の頭がなかなか低いのじゃないか、頭

が上らないのじゃないか、そういうふうな実際のいろいろな結合の経過等から考えてみて、私は、自主監査というものについては、なかなかこの法律通りの執行が期しがたいと思う。従つて、この保険募集の取締に関する法律にしろ、この保険に関する関係立法というものは、私は非常に無理があると思う。独禁法や、自由にして公正なる競争の原則や、いろいろなものを適用除外して、この法律の構成がなつておるのだから、要するに人間がやりたいと思う、あるいは経済活動の中において、行動に対する可能性の非常に多いことをやってはいかぬといつて禁止しておるのであるから、従つて、この監督機構というものは、行政的にも立法的にも、こういうふうなあり方は現実的に即するものではないのではないかと、こういうふうに考えるのだが、いかがでありますか。

○東條政府委員 十三万の代理店に對しまして、現在の検査機構では不十分ではないかという点であります。これは、私は率直に申し上げますと、官庁の機構でもつて、法律の特に第十八条の違反関係を取り調べよということ、は、人数の関係からいって、それは無理だと思ひます。しかし、先ほど来申し上げておりますように、これは、言ひわけぬいて聞かされて恐縮でありますけれども、やはり会社側といつても、私も、私も反省を十分求めておりますし、法律は守るべきであるというところは、彼らも自覚をいたしておりますし、またそういう手不足で、また限定せられた範囲でありますけれども、違法行為が行われましたような場合におきましては、その違反事実を、

現実において違反の事実があるというところを出先にも本店にも通知をいたしまして、これが是正を求めるといふことをやっておりますので、今日までのところでは、そういうことで法律に定められました監督をやつて参つたわけでありまして。しかし、それでお前は責任をもつて大丈夫だと言へるのかといふと、これは率直に申し上げますれば、三十一人の人員をもつては、私は全国十三万の代理店を遺憾なく監督できるということは申し上げられせん。

○春日委員 これは、こういうことになりはしませんか。たとえば、あなたが前段で御答弁になつたようなことを現実にはやりますと、この十六條、締結または募集に関する禁止行為をやつた者は、違反が生じてその事犯が明らかになれば、刑事罰をかけられるのだ、それで問題の処理ができていく、こういう形になれば、大蔵省の監督なんというものは全然必要がない、これは裁判所が処理するという形になる。ちやうどはかの殺人、強盗と同じように、そういうことをやつた者は刑法によつて処分される。ただ問題は、私が申し上げたいことは、保険募集の取締に関する法律の中には、それぞれ行政罰がある、登録を取り消すことができるとかいろいろな行政罰があるのです。その行政罰を通じて、刑事罰に至らざる前にこの事業の運営の公正を期していく、これは当然のことじゃありませんか。だからそういうことがやれないならば、やれるような態勢を講じなければ、この法律が死んでしまふ、有名無実だ。こういう法律ができていゝということ、法律を掲げて実

際は何も監督しないでおいて、そして野放図放漫な経営をさせておいて、たまたま内部から告発が出て、初めて世人の前、社会の前へ、こういう問題が現実に行われておるといふことがわかる、こんなばかなことでは、大蔵省はあつてもなくても同じことじゃないか、悪く言えば、保険業界と大蔵省との結託によつて、こういう法律を掲げておつて、実はこの法律を執行しないで彼らのやりたいままにやらしておる、こういうふうな言つても過言ではないと思う。どうですか。しかし、その問題はそれとしまして、そこで私が伺ひたいことは、とにかく三十一名の諸君が、過去数年間にわたつて検査をしたことは事実でありましょう。その結果、この十六條に違反する事件を幾つ見つけたとするならば、その件数は何件くらいあつたか、そのほかに、これとは関係なく検査の結果、自己代理店とか保険料未収契約というような、法律でいろいろと禁止しておる代理店で、すね、こういう件数が一体どのくらいあつたのか、さらにはまた保険料を別の事業に流用しておつた者もあるであろうし、また精算をしていないようなものもいろいろあるだらうと思ひます。が、いずれにしても、三十一名の諸君が五六年にわたつてこの法律に基いていろいろやつてきたのだから、その検査の結果何件くらいこれが摘発されたか、そして行政措置を講ぜられたものがどのくらいあるか、一べんその実績をお伺ひいたします。

○東條政府委員 過去五六年間にわたる全体的な統計を実はただいま持ち合せてございませんで、また別途の機会に御説明申し上げることで御了承いた

だきたいと思ひますが、昨年十月に全員の財務局で取り調べた結果は、今手元にございませんで、これを一応御参考までに申し上げてみたいと思ひます。このときに六十三カ店につきましました検査をいたしましたわけでございまして、この際はなほ遺憾なことであります。これは、いゝゆる手数料の過払いでありますとか、この四十六件のほかに、多少とも疑わしい事実がありはしないかといつて再調を必要とする、つまり第一の検査におきましては必ずしも断定がでなかつたというものが約三十七件ある、かような実績でございまして、全体的な資料につきましては、はなはだ恐縮であります。が、本日用意いたしておりますので、別途の機会にお許しを願ひたいと思ひます。

○春日委員 ただいまの御答弁によりまして、六十三軒を調査して、違法が四十六件、違法の疑いありとするものが三十七件、まるでこれでは、現実の問題として一〇〇%じゃありませんか。今の御答弁によりまして、自主監査が行われておるし、違法はないとのお話があつたけれども、現実にはあのテール・ファイアの事件を端緒にして、いまさらながらびつくりして、あなた方が調査をされたその結果、果せるかな六十三軒調査したものの四十六件は不正行為だ、違反行為である。パーセンテージにすれば実に七五%だ。さらにその疑わしきもの三十七件を加えれば、疑うまでもなく一〇〇%のことと

く違反をしておるんじゃないか。こういうような執行は、私は重大なことだと思ふ。このような百人が百人とも違反を犯すような法律だったら、このようなもの法律としてどこに權威がありますか、どこに意義があるか、またそういうような執行指導を通じて、あなたの方は何をやつておつたかといふことになる。これは国民の前に全くきいたえないとは思われないか。私は、この問題は特に後日に譲るといたしまして、重大なる事柄であると思ふ。あの単独の法律によりまして、代理店に対する規制、これは保険活動の第一線であるのだから、従つて、これはかくあるべしといふことをずつと制限列挙して、厳密に規定しておる。刑事罰すら課しておる。調べてみると、全部違反である。そういうふうな状態では、おつたのでは、これはあなた方が職責を尽したとは言ひがたい。これは後ほど問題にするといつたしまして、時間の関係で質問を先に進めます。

次は、損害保険料率算出団体に関する法律について一つお伺ひをいたしたいと思ふのであります。現在の保険料は、独禁法適用除外の法律により、統制料金であると思ふのであります。が、保険事業の特殊性にかんがみまして、この事業が過当競争に陥つて、その経営が担保能力、保険能力を欠くようになつてはならぬから、そういうことを防止する、こういうことは私はわかると思ふ。しつかりとはいへ、公正にして適正なる競争の余地を残しておくとすることは、この事業が営利事業として経営を許されておる限り、これは必要にして、私はむしろ欠くべからざる事柄ではないかと

思うのです。そこで、損害保険料率算出団体に関する法律は、事業の安定をはかることに没頭することのあまり、この団体にあまりに過大な統制力を付与し過ぎてはいないかどうか。かくてわが国の経済政策であります。独禁法というものの、その自由にして公正なる競争の原則というものは根本的にじゅうりんされてしまつて、そうしてこの権力統制によつてほしきままに利潤確保の事業が行われておる結果に陥つておるきらいなしとしない。現実、あなたの方は、この保険料率算出に関するやり方ですね、これは私が勉強したところによると、過去数年間にわたつて三回も四回も改正されてきておる。そのつどそのつど事情に即して、かつはまた足らざるを補つて改正されて今日に至つておると思うが、現段階においてのいろいろ火災保険事業界における数種の不正事件等にかんがみて、こういうような民間団体に強大な統制権限を付与するということは、当を失しておるものではないか、この点について一つお伺ひいたしておきます。

○東條政府委員 先ほどもお話しがございましたように、公正な保険料率を算出するためという目的をもちまして、料率算定会が設置せられておるわけでありまして、私どもは、この料率算定会の過去のいろいろの実績の算定、これは合理的に行われておる、また実際、料率算定会におきましても、計算の結果を、さらに学識経験者等を入れて公正に検討いたしておるわけでありまして、また大蔵省といったしましても、料率算定会から報告、あるいはいろいろの調査の出で参りました場合におきましては、十分その内容を検

討すべき点は検討いたしまして、料率の認可に當つておるといふ実際の運営のいたし方をいたしておりますので、現在までのところでは、この法律の趣旨に従ひまして料率算定会の運営というものは行われておる、現在までの実績から見ますと、適当な運営が行われておる、かように存じております。

○春日委員 私は、それはありのままの公正な御答弁にはならぬと思うのです。と申しますのは、われわれがいろいろと検討したところによりまして、こういうものがあるのです。損害保険会社の最近数年間の業績推移のいろいろな統計によりまして、その損害率がずっと上つております。二十五年においては三・九％、二十六年においては二・四・八％、二十七年は三・八％、二十八年は二・四・九％、二十九年は二・八・四％、三十年に至つては三・二・四％、こういうような場合に、あるときには三・〇％をうんとこえ、あるときには三・三％という低率な損害率である。損害率というものは、保険料等と密接不可分のものなんです。そこで、こういう逆算が成り立つのではないかと、損害率の計数から逆算をいたしますと、これは検査的なものになるのでありまして、すなわち算出団体がいろいろと広範な資料によつて、専門的な知識とさらに多年の経験を累積いたしまして、そこで保険料率を算出していく。その場合には、異常災害の予測等も含めておるわけでありまして、いづれにしても、その要素があまりに複雑多岐であり過ぎる。従つて、しよせんはその測定というものが主観的に陥りやすくなるのではないかと、特に団体構成なるものが、直接利害關係を持つ者

が半数以上入つておるのではありませんか、要するに高くなればそれだけたぐさんもうかるのだという關係の立場にある者が、十六人のうち業者が八名入つておる、学識経験者はわずかに三人、算定会の役員が五人でありますから、結局これは八人と五人とを加えれば十三人、学識経験者として比較的公正な理論を述べ得る立場にある者はわずかに三人でしかない、こういうような団体が算出してくるものは、結局は客観的に言うならば、要素が多過ぎるから、従つて複雑多岐の要素に立つものは、正確なる結論は得られないであらうし、さらに主観的には、利害關係にある者が多過ぎるから、合理的な結論を得られないような結果になる気配なしと思ふ。こういうわけでありまして、この算出団体の算出した保険料率なるものは、相当の必然性を持ち得るということとは私は認めざる。けれども、これは決定的な、または絶対的なものではあり得ないと思ふ。従ひまして、私は、火災保険会社がこの団体の算出した料率を適当に割増しをし、あるいはまたこれを適当に割引をする、こういうような事業経営上において実態に即したアローアンスを持たせるということとは、私はむしろ現実問題として必要なことではないかと思ふのです。今申し上げたように、過去六カ年間の統計によりまして、その危険率というものは、多いときは三・二％もあるし、小さいときは二・三％だということなら、その保険料率というものは、過去の実態に即してそんなに公正なものではない、一〇％も上り下りするということだとすると、逆算的に言えば、その算定したところの料率

は、異常危険等が不測に発生をしたり、要素があまりに多いから、結論というものは正確を期したい。

〔平岡委員長代理退席、委員長着席〕

だから、そういう正確を期したいパロメーターによつて、これをあまりにきびしく、これ以外の料率で保険契約を結んでならぬという形になれば、結局その間においてやみ取引ができた、テーブル・ファイアがでたり、あるいはまた、どこの会社ももうかつてしまつてゐるが、これは料率が高過ぎるので、最初にお伺ひをいたしたように、火災保険の普及率が依然として諸外国に比べてはなはだ低い、こういう結果を招くのではないかと、こういうように考えるがいかですか。

○東條政府委員 罹災率、損害率と申しますか、この料率の算定までは、私は何らそういう主観的な意図を交えずに、各社から持ち寄りました膨大な計数を基礎にいたしまして、この罹災率というものは客観的に出ておることを確信しております。もちろん年々によりまして、お話しのように異常災害と申しますか、災害が異常に大きい場合におきましては、この罹災率が大きくなる、また平常の場合におきましては、それはどこに達しないという若干の波を打つというところは、年々によつてあるわけでありまして、そこで過去の実績を出しまして、過去五カ年の、そういう意味において平均値をとりまして、それを新しい角度から検討して見直してみることとをやつておりますので、過去五カ年をとるといふ意味は、ただいまお話しした異常に高かったとか、あるいは発生率が低かったとい

うようなことが一応ここでお互いに相殺せられておることと、過去五カ年の平均をとるといふところに意味がある、かように存じます。もちろん膨大な資料でありますし、相当算定までに日数を要するということは事実であります、私どもこの実績の算定には、相当奮勵いたしておるというやうな実情でございますが、逆に申しますと、それだけに、主観的な意図を加えてこの罹災率の数字が出る、かやうなことはない、かように存じております。

○春日委員 これは、あなたの方お役人は、ともすれば現状のものが完璧なものであると、こう考えやすいのです。ただ申し上げたいことは、現在のこの法律といへども、これが過去の実績を—あなたは御承知のことであらうと思ふが、この数年間にわたつて三回、四回くらい、各種の改正が行われておる。今あなたは、主観的にはそういうやうな算出はされない、要するに不合理な不正な算出はされない、こういうものであると考えると、言われるけれども、主観的にはあるいはそうであるかもしれない、そうしましゅう。しかし、私はそれはうなずきたいところでありまして、このところは、高ければたぐさんもうかるし、低ければこれらもうからないのですから、営利事業である限り、より高きを欲するの人は人情の常だ。そこへもつてきて、この団体の構成はほかの機関と違ひまして、ほかの機関ならば、必ず消費者団体の代表が入つております。そして、この過去の罹災率等においても、あま

九

り支配的にその団体の結論の中に影響力を与えない、そういう配慮が加えられておる。ところがこの団体においては、学識経験者わずか三名であつて、十六名中八名が会社であつて、そうしてこの算出するところの事務系統の者が五人も入つておるのだから、十三対三です。こういうような団体構成から出たところの結論というものは、特に主観的な判断に流れやすいということ、これは率直に認めなければならぬ。

けれども、それは今この際論じないといひまして、客観的には証明の立つことは、過去六十年間におけるこの危険率が少くとも二六・七%と三〇%との間、二、三%程度しか違わないとするならば、すなわちこの団体の算出したところのこの料率というものは、比較的公正なものであつて、この推測をややまたなかつたというこれは証拠になると思ふ。けれども、この六十年間の推移の実績を見ると、これは違つておる、今申し上げたように、数字が二十七年においては二三%であつた、ところが三十年間においては三三・四%であつた、かれこれ一〇%も違ふ、こういうようなものは、言うなれば荒唐無稽ですよ、はなはだしく違つておる、断層があまりに大き過ぎる。だから、私はこれは公正なものじゃない。ということとはなぜであるかという、あなたは管理者だからよく御承知ではあるけれども、こういうような基準は、建物、家財、機械設備、原材料、商品、その他その地区における水利の関係、消防施設、地勢、気象、その他不測の大火災、あまりに要素が複雑多岐なんです。一つ二つの前提条件ですらなかなか結論というものは正確を期

したいのに、十も二十もの要素の上に立つて、そして結論を得ようとする、その一つの条件が予測したものとは變つてくれば、その結論というものは全体的に變つてくる。だから、これは多くの経験者の膨大な資料によつて結論を得たものであるから、それはある程度の必然性は私どもも認める。けれども、それは決定的な權威を持つものではない、絶対的な權威を持つものではない。

そうだとなれば、こういうような理論的な根拠の上に立つとすれば、この算出団体が算出したところの料率は、一つの基準とはなり得るけれども、それをそのまま全部の会社に統制的な強制力を持たせるといふことは誤まつておるものではないか。すなわち、なるほどその法律の中には、特定の場合は会社が大臣に申請をして許可を求めて、割増しをすることも割引をすることもできると思ふけれども、特殊の場合ではなくしてある程度の、二〇%程度のアローアンスを設けて、営業事業である限り競争の場を設けて、自由競争の余地をあらしめて、そして各会社の自主的な判断ということ、会社によつては特に東京に重点を置くとか、あるいは特に何々地方に重点を置くとかいふようなことがあつて、その地方の事情によつてまた特殊の資料を持ち、あるいは特殊の確信を持つていろいろな判断ができるというものであるから、アローアンスを持たしめて、ただ大蔵省はそれを届け出をさせて、その料率を把握しておることによつて、この保険事業というものが営利事業である限りは、自由に公的な競争の場をここに残しておく、

こういうことが私は望ましいと考えるがどうでありますか。

○東條政府委員 お話しの前段の点でございしますが、そういうふうに非常に波を打つのを五十年間に平均いたしまして、過去においては、大観いたしまして損害率、罹災率といふものは下つてきておりますので、先ほど申し上げましたように、逐次機会あることにそういう実績を検討して、引き下げが行われて参つたのが実情でございます。しかし、この点は御質問の重点ではございせんことは、承知いたしております。そこで、私どもは算定会で計数的に出しました実績は、客観的に公正なものであるといふことを信じておるわけでありまして、それはそれとして、そういうものを中心にしてアローアンスを設けることはどういふものであらうかというお尋ねの点でございますが、現在の火災保険業といふものを考えてみました場合、やはりこれは、現状におきましては、公正な保険料率といふものを定めて、それを基準にして、特別の場合を除く以外はそのれによつて料率がきまつて参るといふことが、まだわが国の現状においては、損害保険料のあり方として正しい、かように思ふわけであります。しかし、このことは、決して今春日委員が仰せになりました、一定の基準率を作つて、ある程度の合理的な幅の限度内において自由競争を認めるという考え方、理論的に絶対に将来もそういう考え方をとるべきでないとは私は申し上げませんけれども、少くともわが国の現状におきましては、まだまだ現行法の命ずるような仕組みで料率が定まつて参るといふのが、実情に即しておる、

こう考えております。

○春日委員 官僚は、ともすれば現実に至上主義でありまして、現状といふものに合はしていろいろな判断を下す。これでは前進しません。欠陥を補完することもできないのです。だから、私はありのままのことをおっしゃつていただくことを、そこから公正なる国会の判断が生まれるので、一つお願いをしなければならぬと思ふ。

そこで、私はお伺いをいたしますが、この算出団体の法律によりまして、特別の事情がある場合は、料金の割引、割増しができることになつておる。大蔵大臣に申請すれば、その許可がとれることになつておる。今日までこの法律に基づいて許可を与えたことがありますか、こういうような申請があつたことがありますか。

○東條政府委員 ただいままでのところはございせん。

○春日委員 それです。結局、これは法律がこういうような形で自由競争の場を残し得るのだ、こういうような振装的といふか、法律じかけで、結局独占禁止法の精神を全面的にじゅうりんしておる。そして非常に高い率で、もつて保険会社の利潤追求がほしいままに行われるという法体系が、ここに捏造されておるといふと誤解があらまが、そういう法体系が十重二十重にめぐらされておるといふことは、十分に検討に値する事柄であると思ひます。この問題は後日に譲りまして、そこでこの際お伺ひいたしますが、保険料率が改訂される場合の条件、これをお伺ひいたします。同時に、二十五年以降今日まで何回料率の改訂を行なつたか、その経過とてんまつをお伺ひいたします。

○松本説明員 お答えいたします。二十五年以降現在までに二十回料率の改訂をしております。それには全般的な改訂もございまして、部分的な一地区、一都市の改訂も入つております。料率改訂の際に目安としておりますところは、損害率がおおむね四〇%に近づくことを目安にやつておるわけでございまして。

○春日委員 そういたしますと、今日の損害率は三二・四%であります。四〇%に近づくことが理想であるといふ立場をとるとするならば、さらにこれは改訂を必要とすると思はれるが、最近政府は、料率改訂のためにいかなる勸告、指令を出されたか、お伺ひいたします。

○東條政府委員 ちょっとお手元の資料と食ひ違ひでございますが、私どもの資料で普通物件について申し上げますと、昭和三十一年度につきましては、四一・〇二という罹災率に相当しておるわけであります。今回一回の引き下げを行いますと、過去五十年の平均をとりまして、やはりおおむね四〇%になるということが現実の数字に相なつております。

○春日委員 三十年間における保険料収入は六百二十七億五千五百万円、保険金が二百三億一千四百万円、従いまして保険料を保険金で割れば、これは三二・四%にしかありません。どういふわけでありまして、もし違つておれば御説明願ひます。

○松本説明員 お答えいたします。春日委員のお持ちになつております資料は、ある一年間に支払われました保険料と、その年間に支払われました保険

金との比率を損害率としておもうのでありますが、それは、現実にはある年の損害と申しますと、かりにことしの二月に入りますれば、来年の二月まで保険契約がございまして、未経過分というのがございまして、そこまで待つて出した統計がわれわれの持つておる統計で、保険料と保険金の期間のとり方によって、数字の誤差というものが出て参るわけでございします。

○春日委員 私、この問題は国民生活に重大なる関係を持つ事柄と考えまして、特に時間をかけていろいろな資料を公正にとつております。今のようなどり方ではなく、その年度内におきまする保険料収入額、それから保険金支払額、これを的確に総合修正いたしますと、これは三二・四%にしかありません。いろいろな操作的なやり方によって一〇%も開いてくるというはずはありません。もう一ぺん御検討願ひまして、いれずが正しいか、これは後刻の検討に譲ることいたします。

そこでお伺いいたしますが、わが党の調査によれば、最近六カ年間に於ける業績数字によりまして、保険料の収入が相当増大しておる。二十五年が二百四十五億五千九百万円、三十年度は六百二十七億五千五百万円、著しく増大しておる。かくて事業費率が、これはおおむね横ばいになっておるわけでありませう。これは二十五年が四一・三%で、三十年度が四〇・六%、事業費率が、かくのごとくに保険料の著しき増大にもかかわらず横ばい状態であるという事は、この公益性高き事業の事業経費の節減のための企業努力が全然払われていない感じが深いのであります。この事業の特殊性と、特に強調

したいことは公益的性格、従いまして、これはもつと事業費を節減して、保険料率の低減の方向に努力を払わしめるための指導というか、監督というか、適切な措置が監督官庁によって行われなければならないと考える。たとえば三十年においては、事業費は五百四十五億八千五百万円、実に膨大なものである。こういうような計数は十分検討されなければならぬが、今まで業界に対してどういふような指導監督を行なったか、事業費節減のための当局の指導方針の実績についてお伺いいたします。

○東條政府委員 保険会社の経費を節減いたしまして、経営の合理化をはからなければならぬという御趣旨は、まことにございともでありまして、私どもも絶えずそういう方向に従ひまして、あるいは通牒を出し、あるいは経営者の団体の集會等におきましては、さような趣旨を強調いたしまして、業界の努力を要請いたしておるわけでありませう。お話しのごとく、大体保険料の構成の比率といたしましては、五〇%と成になつておられますが、これは戦前は約四〇%、あるいは四〇%を若干下回つておるという情勢に比較いたしますと、まだまだこの経費の節減につきましては、業界といたしましては努力をしてもらわなければならぬと、私も思ひます。今後ともこの点については努力をいたしたいと存じます。

○春日委員 さまざまな法律じかけで、たとえば料率算出団体の法律とか、募集の取締りの法律とか、いろいろ

いふ法律で、この事業はうんともうかる、現実にもうかつておる。この事業経費を全くむちやに使つておるのではないかと、この資料の中からはそういう非難が生まれざるを得ない。私は、すべからずこういう公益性ある事業は、事業費の節減に努めて、そうしてそこから生まれてくるところのいろいろなプラスを、料率低下の資金源として活用すべきものと考える。当局の監督指導よろしきを得ていないと思われので、この点大いに注意を喚起しておきたいと思ふのであります。

もう一つこの際伺つておきたいのであります。損害保険会社の純資産を今調べてみますと、三十年度における二十社の総額は、流動資産が八百五十四億五千八百万円、動産その他未収勘定、いろいろなものを加えると九百七十四億という膨大なものになっておる。一体これらの資産は、どういふ経過を経て発生したものであるか、これを一つお伺いをいたしたい。

○東條政府委員 お話しのごとく、現在損害保険会社の資産は相当大きな数字に上つておられます。それは、どういふプロセスで出てきたかというお話でありませうが、これは負債科目を見ますと、一番大きいものはやはり保険契約の準備金であります。それからその次に大きいのは、資本金または基金という科目が非常に大きいわけでありませう。それから利益準備金でありますとか、あるいは各種の積立金でありますとか、そういうような準備金の金額が相当大きい、こういう構成に相なつております。従ひまして、ただいまの御質問に的確にお答えいたすことになつてはどうか危ぶむわけであり

ますが、相当大きな部分がいわゆる支払いのための準備金である、そうして相当大きな部分が、各種の内部の準備金に相なつておる、かようなことであるかと存するわけであります。

○春日委員 これは、戦時補償特別措置法ですか、あれで戦前の一切の火災保険事業というものが全部償還義務とも切り捨てられてしまつて、戦後新しく再出発をいたしましたわけなのであります。その再出発後、この十一、二十年の間にこれだけの資産を発生したものでありますか、これをちよつとお伺いをいたします。

○東條政府委員 たとえば責任準備金の数字で申し上げますと、二十年度におきましては、七億二千八百万円が責任準備金である。それが三十年度におきましては、五百七十億七千九百万であるということでございますので、もちろんこの責任準備金には、異常準備金が入つておられますが、そういうことでございまして、ほとんどその圧倒的大部分は戦後発生した、かような数字でございします。

○春日委員 そういたしますと、問題が二つあると思ふのです。もとより責任準備金の戦前の積立率は一五〇%ですが、現在は一〇〇%になお足らない。けれども、戦前のこの率は、火災保険の過程においてそれが累積され、積み立てられてきたわけですね。ところが戦後わずか十数年かこれでもつて、とにかくそのパーセンテージとしては一〇〇%近くになつてきてはおりますが、いずれにしても五百七十億という大きな積み立てをし得たということには、すなわちその料率ははなはだ高き

に失したのではないか。要するに長い間の保険金支払い、保険料の収入等のこれは残されたものが累積したものに相違ないわけなんだが、その点どうお考えになりますか。これはもつと長い期間を経て、長期計画でこういうようなテンポをたどるべきものではないかと私は考へておるが、そういうような点はどうです。

○東條政府委員 私どもも基本的に、保険料率を合理的な限度におきまして引き下げて参るということが、損害保険の場合においては、これは損害保険といういわゆる天下の公器である建前から、当然のことである、そういうことで実は努力をいたしておるわけでありませう。しかしまた同時に、責任準備金というこになつて参りますと、やはりそういう天下の公器でありますだけに、異常災害が発生いたしましたような場合には、大丈夫であるという態勢が整えられることが、やはり一日も早く達成せられるという要請も、私は保険経営というものの一つの要請であらうかと存じます。要するに、その二つの要請をどういふ程度にかみ合せまして調和点を求めるかというところが、保険料率の決定の基本的な考え方ではないかと思ひます。必ずしも、片一方の立場を立てて、料率の引き下げにあまり急であつて、責任準備金の積み立てが遅々としてはおかたないということにも参りませう、また責任準備金の積み立てに急であつて、料率の引き下げということをおろそかにするということ、これももとより許され

どの程度に調和していくかという点が問題であらうかと思うのであります。が、ただいまのところでは、保険金の料率の構成比率をいたしまして、原則的には保険金のロス・レシオが約四〇%、異常危険の引き当ての部分約五%、経費が五〇%、というような構成割合が、現状においては適当でなからうかということと参つてゐるのが実情でございます。

○春日委員 それは意見の存するところでありまして、これはいろいろ見解の基盤もありましようし、それは後日に譲ることとしたしまして、そこでこの際お伺いをいたしておきたいが、この支払備金、それから利益準備金、その他各種の積立金があります。評價益とか、いろいろなものがあるわけですね。少くともこの責任準備金というものの帰属、最終的な所有権者、これはだれでありますか。

○東條政府委員 法律形式論的には会社のもの、しかし最終的な、いわば道義的な帰属はだれかといえば、これは私は契約者に帰属するといふふうに道義的には考へべきものだと思つております。

○春日委員 形式的ということはどういうことですか。要するにその所有権者、たとえば具体的に言うならば、本日会社が解散する、その場合、会社に責任準備金が百億なら百億あったとする、それは、解散する場合には株主に配当してよろしいか、その場合には実質的に会社に帰属したものであらうかと思う。責任準備金というものは、会社の所有に帰属せしむべきものでないか私は考へる、いかがでありますか。

○東條政府委員 そういふ事態はない

昭和三十三年四月十三日印刷

わけでありまして、今日たゞいま解散いたしました場合には、これは契約者に配当せらるべきものである、こういうことになると思ひます。

○春日委員 そういたしますと、それではいろいろ問題がここから発展してくると思つておりますが、その問題は問題といたしまして、こういうような各種の流動資本、管理資産、こういうものを運用いたしまして会社が相当の資産利益をあげております。たとえばある損害保険会社の総合利益金を二十八年度、二十九年、三十年と見ますと、事業利益が二十八年度は二十六億五千万円、二十九年は二十億、三十年は十四億、これに比較して、資産利益といふものは、三十年度においては三十一億七千九百万円という膨大な額に上つてゐる。これはどこでどう責任準備金、退職引当金、貸倒準備金、支払備金、その他そういうような管理資産を運用してあげた利潤です。この利潤を会社の経費に使つてはいかぬと思つてゐるが、どうですか。

○東條政府委員 先ほどお答え申し上げましたのは、ちよつと不正確でございます。今日たゞいま解散いたしました場合には、契約者に保険料に当る部分は払い戻すべきである。配当と申し上げましたのは間違つております。なお残余がございました場合には、これは株主に返すべきものである、こういうふうにつきましましては、保険課長から申し上げます。

○春日委員 そうすると、解散をした場合には、その保険料は、受け取つただけを契約者に払い戻して、残余の金は株主に配当してしまつていいので

昭和三十三年四月十五日発行

すか。その点明確ですか。

○東條政府委員 仰せの通りでございます。

○松本説明員 お答えいたします。お説のように、資産運用により利益が最近二、三年間毎年上つておりますことは事実でございます。それにつきましましては、法人税の課税対象にもなつておりますし、またわれわれが料率引き下げを勧奨する場合にも、そういう要素もあるのだから、引き下げるべきだということを強く要請しております。損害率の低下と並んで、料率引き下げのときの要因にも相なつております。

○春日委員 最終的な所有権者は、解散に至ります場合、これが株主に帰属するといふ点については、法律的にはそういう扱いになつておるかもしれまいせんけれども、実質的には、私は相当疑義の存する問題であらうと思つてゐる。これは、現実に株主の利益としての所得ではありまけんから、従つて、それを株主に全部帰属せしめるといふことについては疑義があると思ひますが、これは、法律論として別個の検討を必要とするのであらうが、その資産運用益といふものは、やっぱり積立金の質から考へて、当然これはその契約者を対象としたもの、あるいはそういうことが事実上できないとするならば、具体的に保険料率引き下げのための一つの要素として、これが重点的に活用されてしかるべきものだと思つております。私は、むしろそういう方向へこれを矯正していくべきものだと思つておりますが、現実的にはこの問題に触れて、業界との間にどういふ御

指導が行われておるか、あらためてお伺いをいたします。

○東條政府委員 先ほど準備金の積み立ての金額、あるいは速度の問題について申し上げましたように、今日までは、戦前に比しまして、準備金の積み方にいたしまして、必ずしも十分でないといふ観点もございまして、今お話しした運用益の問題にいたしまして、御指摘のようなことに相なつてゐるわけでございまして、私は、やはり損害保険会社の経営、あるいは経営の内容といふものが堅実になりまして、もう大丈夫だといふような事態になりますような場合におきましては、今お話しのごとく、各種の運用益というものは、基本的な方向としては、料率引き下げといふことに資金源として逐次向けていくという考へ方は、正しい考へ方であらうと思つております。

○春日委員 実は、これから本論に入るわけでありまして、今までは本論の前提の前提をお伺ひしたのであつて、これから現実の問題といたしまして、具体的事件について質問をいたしたい。申し上げたいことは、日本火災海上保険会社の不正事件についての質問がこれからずっとあるわけでありまして、本会議も一時に開かれるというところでありまして、次の機会にいたしたいと思ひます。

○山本委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は来たる十六日午前十時三十分から開会することとして、これをもちて散会いたします。

午後零時五十五分散会

〔参照〕
国家公務員等退職手当暫定措置法等

衆議院事務局

の一部を改正する法律案（内閣提出
参議院送付）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員會議録第三号中正誤	頁 段 行 誤 正
三二 元 百八条 第百八条	三二 元 百八条 第百八条
大蔵委員會議録第四号中正誤	頁 段 行 誤 正
二二 元 附則第三十 附則第三十	二二 元 附則第三十 附則第三十
大蔵委員會議録第八号中正誤	頁 段 行 誤 正
七一 元 昭和二十八 昭和二十八	七一 元 昭和二十八 昭和二十八
八二 元 再評価日 再評価日	八二 元 再評価日 再評価日
八二 元 再評価日 再評価日	八二 元 再評価日 再評価日

印刷者 大蔵省印刷局